聖籠町教育大綱

新 潟 県 聖 籠 町 令 和 3 年 7 月

1 趣旨

平成27年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育基本法第17条第1項に規定する基本方針を参酌し、町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

2 大綱の方向性

聖籠町の教育施策は、町の最上位計画である「聖籠町総合計画」に基づき行われることから、本大綱は「第5次聖籠町総合計画」を基本として策定します。

3 大綱の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 大綱の基本目標

未来を創る子どもの育成

激しく変化する社会の中で、信頼関係を結びながら世界の人々と協働して未来を創ることのできる子どもの育成を目指します。

そのために、社会総がかりで子どもを育む風土の上に立ち、科学技術の進展に対応できる力、世界の人々とつながる力、論理的思考力、読解力及び言語活用力、貢献意欲の醸成及び貢献力など、情報化社会を切り拓くために必要となる基礎的な資質と能力を育成・伸長する教育を推進します。

5 大綱の基本方針

I 学校・家庭・地域の協働

(1) 協働体制の構築

家庭・地域からの支援と学校からの貢献という双方向の活動を通して社会総がかりで子どもを育む風土を醸成し、地域とともにある学校を実現します。

(2) 学校の中の地域づくり

学校は社会の一つであり、社会と分離した空間ではないという理念のもと、中学校の地域交流棟(地域が存在する空間)での活動を基盤として小学校へも拡大します。

(3) 社会の教育力の活用

教師以外が担うことが可能な分野については、専門機関と連携し、外部 人材を活用するなど、社会総がかりで子どもを育む体制を構築し、教育の 質の向上を図ります。

Ⅱ 情報化社会を切り拓く子どもの育成

(1) 科学技術の進展に対応できる力の伸長

めざましく進展する科学技術により大きく変化する社会に対応できる 能力を伸長するとともに、そのような社会を切り開いていく態度を育成す るため、プログラミング教育を通して論理的思考力を養うとともに人間社 会を豊かにする発想力と企画力を鍛えます。

(2) 世界とつながる力の伸長

世界の人々とつながりながら生きる社会に対応できる能力を伸長するとともに、そのような社会を前向きに生きていく態度を育成するために、 母国語以外の言語によるコミュニケーション力を養うとともに、世界の 人々に語ることのできる郷土や日本の文化等の知識等を身に付けさせ、郷 土愛を育みます。

(3) 貢献意欲の醸成

複雑化・多様化する社会においては他者と協働できる能力を伸長するとともに、他者から信頼される人間性を養うため、地域社会への貢献活動を通して人のために汗を流す喜びや責任感を養います。

(4) 学力・学習状況の向上

日々の学習において安定した学びを保障するため、「課題」「まとめ」「振り返り」のある授業づくり、対話・掛け合い・ファシリテーション等のか

かわり合いのある授業づくり、忘却曲線 に基づく忘れさせない手立ての 構築を行い、児童生徒の学力及び学びに向かう意欲を高めます。

Ⅲ 教育環境の整備・充実

(1) 施設の経年劣化等への対応

経年劣化により老朽化が進んでいる学校、園、共同調理場等を健全な状態で維持するとともに、ICT教育への対応、理科教育振興法への適合など今日的・将来的に求められる環境を充実します。

(2) 支援を必要とする児童生徒への対応

障がいのある子どもや不登校をはじめとしたさまざまな悩みを抱えている子どもの状況を的確に把握し、一人ひとりに適切に対応できるよう相談・支援体制を整備・充実します。

また、いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識を共有し、教員、保護者・地域の協働による「深めよう 絆 町民会議」を立ち上げ、「いじめ見逃しゼロ運動(いじめ予防教育を含む)」を推進します。

(3) 学校内外での安全確保への対応

学校敷地内の安全を確保するため、防犯カメラの設置、玄関のオートロック化など安全対策を整備・充実します。

また、登下校時の安全を確保するために学校・家庭・地域で連携した安全対策を実施します。

IV 安心して子育てできる町

(1) 多様な保育ニーズへの対応

多様化するニーズに対応した子育て支援体制を整備し、乳幼児から学童 までの一貫した子育て支援システムの構築を図ります。

(2) 児童虐待への対応

子育てに関する不安、子ども自身の悩みに対する相談を適切かつ迅速に 行い、関係機関との連携・協力により児童虐待の予防、早期発見、早期解 決を図ります。

(3) 就学支援体制の充実

経済的な理由により就学が困難な児童生徒のため、就学援助、育英資金などの支援制度をより利用しやすいものとするとともにその周知徹底を図ります。

V 人生100年時代の学び

(1) 生涯学習の展開

学校・家庭・地域・企業・NPOなどとの連携を強化しつつ、文化・芸術・スポーツを含めた生涯学習を推進するとともに、町民視点に立った事業を展開し活動の活性化に努めます。

また、図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の町民に利用され、 多様なニーズに応えることができるよう図書館の機能と運営の充実に努 めます。

(2) 青少年健全育成の推進

青少年の健全育成に資するため、学校・家庭・地域の連携を深めながら、 子どもたちの週末等における体験活動の推進や、「総合型地域スポーツク ラブ」との連携を推進することで、青少年の安全・安心な活動拠点づくり に努めます。

また、「子ども 110 番の家」の点検・拡充に努めるなど、子どもたちの安全・安心な環境づくりを推進します。

(3) 文化の振興

本町の財産とも言うべき有形・無形の文化財の適正な保存に努めます。 また既存の芸術文化だけでなく、町民の新たな芸術文化活動を育成、支援 します。